

事務連絡
令和7年12月9日

一般社団法人 岩手県薬剤師会 御中

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 宮田和彦

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係る
既往歴等の提供について

本会の事業運営につきましては、日頃より格別の御配慮をいただき、誠にありがとうございました。

令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和7年青森県東方沖を震源とする地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび、災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者等の罹患情報等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方御高配賜りますようお願い申し上げます。なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等の方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

4. 災害救助法適用市町村

宮古市・大船渡市・久慈市・陸前高田市・釜石市・大槌町・
山田町・岩泉町・田野畠村・普代村・洋野町・野田村

5. 医療機関等からの照会窓口等

岩手県国民健康保険団体連合会 審査部 審査管理課 システム運用係

平日の場合 : 019-623-4326

休日の場合 : 019-623-4326

連絡可能時間 : 9時00分から17時30分

メールアドレス : dsk-h@iwate-kokuho.or.jp

s-unyo-01@iwate-kokuho.or.jp